

須崎市総合計画

「安心して住み心地のよい海洋都市」

2006年3月

須崎市

目次

はじめに	4
------	---

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって	
1. 時代背景	5
2. 本市の現状	5
第2章 計画策定の趣旨	
1. 基本方針	6
2. 計画の期間	6

第2部 基本構想

第1章 基本目標	
1. 将来像	7
(1) 住み心地のよいまち	
(2) 環境にやさしいまち	
(3) 交流と経済活力のあるまち	
(4) みんなで創造する協働のまち	
2. 人口目標	8
第2章 施策の大綱	
1. 安心で快適な生活環境のまちづくり	8
2. ぬくもりを感じる健やかなまちづくり	9
3. 潤いのある産業のまちづくり	9
4. 豊かな心を育てる教育文化のまちづくり	9
5. 活気あふれる協働のまちづくり	9

第3部 基本計画

第1章 安心で快適な生活環境のまちづくり	
1. 自然環境の保全	10
(1) 海、川、山の保全と再生	
(2) クリーンエネルギーの導入	
2. 快適な暮らしのための基盤整備	10

(1) 土地利用	
(2) 道路	
(3) 上、下水道	
(4) 公園、緑地	
(5) 住宅	
(6) 市街地の整備	
3. 住みたいと思う生活環境の整備	13
(1) 環境衛生	
(2) 情報通信	
(3) 公共交通	
4. 安心できる地域づくりの推進	14
(1) 防災対策	
(2) 安全対策	
第2章 ぬくもりを感じる健やかなまちづくり	
1. 健康づくりの推進	15
(1) 健康の維持、増進	
(2) 医療の確保、充実	
2. 保健、福祉の充実	16
(1) 子育て支援	
(2) 高齢者の自立支援	
(3) 障害者の自立支援	
第3章 潤いのある産業のまちづくり	
1. 産業の振興	17
2. 観光の振興	18
3. 地域を支える小さな産業の振興	18
第4章 豊かな心を育てる教育文化のまちづくり	
1. 人権尊重のまちづくりと男女共同参画社会づくりの推進	19
2. 学校教育の充実	19
3. 生涯学習の推進	20
4. 生涯スポーツの振興	20
5. 地域文化の振興	21
第5章 活気あふれる協働のまちづくり	
1. 住民自治組織活動の活発化	21

2. 地区の特性に見合った施策の推進	21
第6章 計画推進のために	
1. 行政改革	23
2. 財政計画	23
3. 市町村合併	24

第4部 主要プロジェクト

1. クリーンエネルギーの導入	26
2. 南北道路の整備	26
3. 防災対策	26
4. まち全域がサービスエリア構想の実現	26
5. KIRIMAまちづくり	26
6. 消防庁舎の建設	26
7. 保育所の統合	26
おわりに	27

はじめに

憲法は、第92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定しています。

地方自治の本旨は、地方公共団体による自治と、住民による自治の二つの要素が結合した自治を確立することだと言われます。

地方行政の目的は、住民の福祉の増進を図ることですが、その費用は最終的には住民負担となるため、最少の経費で最大の効果を挙げなければなりません。

近年、行政需要は多様化、細分化され、また、行財政制度の仕組みが複雑で受益と負担の結びつきが直接的には意識されないために、行政需要の総量は膨大なものとなってきています。住民に費用負担の増加を求めることをできるだけ抑えるためにも、住民側の行政依存傾向と、行政側の安易な住民要望の吸い上げ傾向は避け、行政施策で対応する分野と住民自らが行う分野を見極め、役割分担を行うことが必要となっています。

こういった地方自治の本旨や時代のすう勢を踏まえ、これまでの在り方を見つめ直し、将来を展望していかなければなりません。

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

1. 時代背景

国の行財政改革のもとで地方交付税が減額され、景気の低迷や人口の減少に伴い税収も伸び悩み、本市の財政状況はひっ迫しています。

地方分権の推進に伴い、市町村はこれまで以上に自らの責任と判断で行政を執行しなければなりません。しかし、この状況下で、必要な行政サービスを実現していくためには、自らの「体力」を強化しなければならず、全国で平成の市町村合併が展開されました。

また、今世紀中に発生すると言われていた南海大地震に対する防災対策が急務となっています。少子高齢化社会の進展に伴い、介護保険や年金など社会保障制度の在り方が議論され、環境破壊が世界的な問題となり、地球温暖化対策などへの取り組みが求められています。

2. 本市の現状

本市は、昭和62年に「活力とふれあいの海洋都市」、平成8年に「やさしさ、ゆとり、元気な海洋都市」をキャッチフレーズに総合計画を作成し、まちづくりを進めてきました。

昭和62年に作成した総合計画で主要プロジェクトとして掲げたものは、

1. 市民文化会館の建設
2. 道路網の整備
3. 須崎港の整備
4. 横浪地域観光開発
5. 市街地再開発等、都市機能の整備
6. 運動公園の整備
7. 上下水道の整備

であり、平成8年作成の計画では、

1. 住宅団地の造成
2. 企業誘致と工業団地の造成
3. 斎場の建設
4. 総合運動公園の整備

5. 一次産業基盤の整備
6. 第57回国民体育大会の開催
7. 横浪地域の開発
8. 桐間地域の開発
9. 地場産業振興施設の建設
10. 公営住宅の建設

が挙げられています。

これらの実施により、ハード面における生活、産業基盤は一定整備されてきています。

第2章 計画策定の趣旨

1. 基本方針

本市は、これまでの取り組みにより生活、産業基盤における一定のハード整備はできてきました。ただ、それらにも起因して厳しい財政状況を招いています。

そのため、今後は、さらに効率的な行財政運営を進めながら、行政サービスの在り方や、住民と行政の役割分担を見直すことが必要です。厳しい財政状況下で、窮屈な行財政運営を強いられています。財政危機をまちづくりのチャンスととらえ、工夫をしながら、住民が希望を持てる本市の姿を構想し、住民自らが主体となって活動できる地域を創造していかなければなりません。

そして、主にソフト面によるまちづくりにより住民の満足度を高め、魅力ある地域づくりと地域の発展、住民福祉の向上を目指します。

2. 計画の期間

計画の期間は、2006年度（平成18年度）から2015年度までの10年間とします。ただ、将来の見通しがむつかしい時代であり、おおむね5年程度を目途に検証を行い、計画の見直しを行うこととします。

第2部 基本構想

第1章 基本目標

1. 将来像

(1) 住み心地のよいまち

豊かさの指標としては、収入の多さや物質的な充足だけでなく、日々の生活における満足度や安心感を持てることもあげられます。

満足できる生活の定義は、住民一人ひとりによっても異なります。

誰もがそれぞれにあった生活を笑顔で過ごせる住み心地のよいまちづくりを推進します。

(2) 環境にやさしいまち

本市の恵まれた海、川、山の自然は、後世に引き継がなければなりません。また、地球温暖化が進む中、クリーンエネルギーの導入を図り、環境にやさしいまちづくりを推進します。

(3) 交流と経済活力のあるまち

本市は、高幡圏域の入り口であり、国道と高速道路が結節する交通の要衝と位置づけられます。また、重要港湾・須崎港からニュージーランドをはじめ世界につながっていきます。

この地理的優位性をさらに活用し、「まち全域がサービスエリア」という発想で、人と物の流通拠点として、まちの持続的な発展を図ります。

(4) みんなで創造する協働のまち

住民一人ひとり、地域、そして行政が、それぞれ適切な役割分担をし、補完し合いながら、愛直と誇りの持てる地域を創造していく協働のまちづくりを推進します。

これらを総括して、めざすべき将来像を

安心で住み心地のよい海洋都市

とします。

2. 人口目標

人口の多寡が必ずしもまちの魅力度を表しているとは言えません。

しかし、雇用の場を創出し、快適な生活環境を作り出す「安心して住み心地のよいまちづくり」の推進は、結果的に定住人口の維持と新規住民の参入を生み出します。

本市の2015年の人口は、24,223人と推計されており、2005年から10年間で1,800人余り減少すると予測されています。

しかし、本計画における人口目標については、各種施策を講じることにより、推計人口による減少率を2分の1程度に留めることとし、2015年の人口目標を25,000人以上とします。

〈これまでの推移〉

「国勢調査」

昭和30年		昭和40年		昭和50年	
人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
34,190	7,206	32,020	8,167	31,019	8,803

昭和60年		平成7年		平成12年	
人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
31,378	9,258	28,742	9,425	27,569	9,708

〈将来推計〉

国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来推計人口」

2005年 (平成17年)	2015年
国調速報人口	推計人口
26,041	24,223

第2章 施策の大綱

1. 安心して快適な生活環境のまちづくり

自然に囲まれた生活環境を次世代に引き継ぐため、保全と再生にまちぐるみで取り組みます。

そして、快適に暮らしていくための都市的基盤整備を進めるとともに、各世代の住民が将来にわたって住み続けたいと思う生活の環境を整えます。

また、防災施策を推進し、安心できる地域をつくります。

2. ぬくもりを感じる健やかなまちづくり

子どもからお年寄りまで、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるように健康づくりを推進し、高齢者や障害者の自立を支援する保健、福祉の充実を図ります。

また、地域づくり型保健福祉活動を重視し、家族や地域でともに支え合うまちづくりを推進します。

3. 潤いのある産業のまちづくり

地域に住民が住み続ける条件として、仕事があり、充実していることが重要です。

既存産業のさらなる振興を図りながら、企業の誘致に取り組みます。

また、地域を支える小さな産業の育成と振興を図ります。

さらに、土佐湾に広く展開する良好な景観や自然資源を活かしたブルーツーリズム（漁村観光）やグリーンツーリズム（農村観光）など体験型観光の振興を図ります。

4. 豊かな心を育てる教育文化のまちづくり

あらゆる人権を尊重するまちづくりと男女がともに参画する社会づくりの推進を図ります。

また、命を大切に生きて生きる力を育む教育に、地域ぐるみで推進する視点に立って取り組みます。

住民自らが地域で支える学校教育の充実を進め、まちぐるみでの生涯学習、生涯スポーツの推進と地域文化の振興を図ります。

5. 活気あふれる協働のまちづくり

本市の振興を図るためには、主体となる住民のコミュニティー活動が欠かせません。基礎となる住民自治を推進して、住民相互、住民と行政の協働により活気あふれるまちを創造します。

第3部 基本計画

第1章 安心で快適な生活環境のまちづくり

1. 自然環境の保全

(1) 海、川、山の保全と再生

<現況と課題>

本市は、太平洋に面した美しいリアス式の変化に富んだ海岸や、ニホンカワウソの生息が日本で最後に確認された新莊川に代表される美しい川など、豊かな自然と心安らぐ環境を有しています。

海、川、山に対する住民の親しみも深く、大切に保全していかなければなりません。自然環境の保全には、山からはじまり、河川の流域から海につながる一体となった取り組みが必要となってきました。

<方針>

海、川、山の一体的な自然環境の保全と再生に、地域の住民組織や学校の取り組みなど、きめ細かな住民の活動を主体として、「森里海連環学」を提唱した京都大学などが運営する横浪林海研究交流センターとの連携も図りながら、事業者、市民、行政が取り組みます。

(2) クリーンエネルギーの導入

<現況と課題>

CO₂など温室効果ガスによる地球環境への影響が問題となっています。

本市は、太陽光発電装置用単結晶シリコン・ウェハー製造企業を誘致しており、木質バイオマスによる発電などに取り組んでいる既存企業もあります。

<方針>

新エネルギービジョンに基づき、市民への普及啓発を図りながら、太陽光発電を主としたクリーンエネルギーの導入を促進します。

2. 快適な暮らしのための基盤整備

(1) 土地利用

<現状と課題>

農業振興地域や都市計画区域に代表される土地利用の促進や規制に関する制度が導入されていますが、相互の関係での調整が十分でない場合もみられます。

<方針>

農業の実情や都市の未来像を反映させて、各種各級の土地利用計画の統合と調和のもとに土地利用計画を策定し、効率的に調和のとれたまちづくりを進めます。

(2) 道路

<現況と課題>

四国横断自動車道、国道494号や桐間地区土地区画整理事業による幹線道路の整備が進んでいます。

その一方で、住民の生活に密接に関連する生活道などで、道幅が狭く、舗装が十分でない道路が存在しています。

<方針>

高速道路の防災面での活用を図ります。

また、国道56号、国道494号、県道須崎仁ノ線など主要道路の改良などを要望していきます。

(3) 上、下水道

<現況と課題>

上水道と簡易水道は、未普及地域や老朽管の布設替などへの対応が必要となっています。

また、下水道では、雨水対策は一定の整備ができ、汚水処理については、公共下水道事業や漁業集落環境整備事業などで実施してきましたが、財政事情から現状維持にとどまり、合併浄化槽による対応が主となってきています。

<方針>

上水道では、財政の健全化を図りながら、給水区域の拡張、老朽施設の更新や耐震性の強化、水源の確保などに取り組み、安全で安定した供給に努めます。

下水道では、ポンプ場など雨水処理施設の適正管理を行うとともに、汚水処理供用区域での加入率の向上を図り、合併浄化槽の普及促進と連

動しながら、公共用水域の水質保全に努めます。

(4) 公園、緑地

<現況と課題>

数多くの公園、緑地がありますが、住民生活に身近な憩いの場所としての活用は十分とは言えません。一方、公園としては未整備でも河川、海浜など自然環境に優れたポイントもあります。

また、既存の公園、緑地のトイレなど便益施設の維持管理や、公園管理の方法も課題となってきました。

<方針>

桐間地区に整備される公園や、既存の公園の複合的な活用を検討するとともに、津波災害の避難場所としての機能などを果たせる整備を図ります。

また、公園や自然環境に親しめる緑地などオープンスペースの機能の見直しを進めます。住民の暮らしに近く、利用しやすい公園の再整備を進め、住民自治組織などによる管理体制の推進を図ります。

(5) 住宅

<現況と課題>

既設の公営住宅の老朽化が進み、建て替えの計画が必要となっていますが、将来に財政的負担をかけない住宅政策を進めなければなりません。

<方針>

財政事情を踏まえた公営住宅の在り方について、検討します。

(6) 市街地の整備

<現況と課題>

古くから発展しながら形成されてきた市街地では、貧弱な道路の配置や狭い幅員、下水排水能力の不足、狭小宅地や非接道宅地の存在、老朽住宅など、現在の都市水準から取り残された箇所が見られます。

一方、桐間地区土地区画整理事業により、新たな市街地が形成されています。

<方針>

近い将来に想定される津波の避難路確保や、住み心地のよい市街地の

再構築に向けた南北道路の整備を住民と行政が協働で取り組みます。

また、桐間地区におけるまちづくりを進めます。

3. 住み続けたいと思う生活環境の整備

(1) 環境衛生

<現況と課題>

一般廃棄物は固形燃料化と破碎選別により資源化が図られ、円滑な処理が行われています。分別収集は市民に定着し、資源化率は向上しています。また、生ごみ処理機に対する補助制度を設け、生ごみの減量を図っています。一方で、不法投棄も多く、その対策も進めています。

し尿と浄化槽汚泥の堆肥化は円滑に行われていますが、施設の老朽化が進み、維持管理費が増大しています。

<方針>

一般廃棄物処理の基本となる処理基本計画を策定し、長期の見通しに立った計画的な施策の展開を図り、減量化と分別収集の徹底により資源化率の一層の向上を図ります。施設の効率的運営と延命化を図るため、計画的に設備器機の更新を行います。

排出抑制のため、リサイクルの推進を図る啓発活動を積極的に展開するとともに、排出者責任を明確にし、処理コストの一部負担を求めるために、不燃ごみ・粗大ごみの有料化を検討します。

災害時のごみ処理体制を強化するため、防災計画との整合性を図りながら対策を検討します。

不法投棄対策を関係機関、住民自治組織等と連携しながら強化します。

(2) 情報通信

<現況と課題>

生活の重要なインフラとなっている高度情報通信システムとして、本市では、県内でもいち早くケーブルテレビが整備されました。今後は、より大量で高品質の情報通信を行い、医療、福祉、教育、産業などの分野で活用し、地域的な格差のない住民生活を保障していくことが求められています。また、2011年には、地上放送がデジタル化され難視聴地域が発生することも予想されます。

<方針>

ケーブルネットの普及地域の拡大を図りながら、地域発の情報を充実させて、住民生活や産業振興に活用します。

(3) 公共交通

<現況と課題>

JRや、市営バス、民間会社の路線バスが走り、市営の巡航船を運航しています。しかし、バス路線によっては、利用客が少なく、多額の補助金で運営している状況となっています。

<方針>

交通手段を持たないお年寄りや児童・生徒に配慮しながら、地域や住民の状況にあった市営バスや公共交通などの在り方について、民間の運輸業者の活用や、地域住民による運営などの方法も取り入れながら検討します。巡航船の多様な活用についても検討します。

4. 安心できる地域づくりの推進

(1) 防災対策

<現況と課題>

災害時の避難路の整備や、港湾、漁港の津波、高潮対策が求められています。また、がけ、急傾斜地など危険箇所が数多くあります。

緊急時に備える危機管理のマニュアルや体制の整備が必要です。また、住民のコミュニティー活動を充実させて、自主防災組織を形成しておくことも重要です。

<方針>

避難路を整備するとともに、危機管理マニュアルを作成して住民に周知し、緊急避難場所の整備や、緊急時のための備蓄など災害時に備えます。津波防波堤や防潮堤の早期完成と、海岸保全施設や港湾計画に基づく整備を促進します。

また、消防庁舎の建設や公共施設の耐震対策を進めます。災害時における行政の対応には限界があるため、住民の自主防災組織の形成を進めます。

(2) 安全対策

<現況と課題>

ドライバーへの安全運転意識の啓発や、子どもやお年寄りの交通安全教育を行うとともに、交通弱者が安心して歩ける道路環境を整備する必要があります。

また、近年、子供たちが犯罪に巻き込まれたり、予知できない危険性が多くなっています。

<方針>

子どもやお年寄りを対象とした交通安全教室などの啓発活動を充実させます。

また、通学時などにおける子供たちや、日常生活における市民の安全確保のため、関係機関との連携を図ります。

第2章 めくもりを感じる健やかなまちづくり

1. 健康づくりの推進

(1) 健康の維持、増進

<現況と課題>

乳幼児健診から基本健診、結核、がん検診など、子どもから成人、高齢者までライフサイクルに応じた健康づくりに取り組んでいます。

今後は、これまでの取り組みに加え、住民自らが健康課題に取り組むことが必要です。そのためには、一人ひとりの健康課題への支援に向けた環境整備が課題です。

<方針>

早期発見、早期治療を目的とした健診を継続し、充実させるとともに健康を増進し、疾病や生活機能の低下を予防することに重点をおいた施策を推進します。

また、住民一人ひとりの主体的な心と体の健康づくりへの取り組みを支援していくため、保健、福祉、医療、教育が連携し、情報や課題を共有しながら環境整備に取り組めます。

(2) 医療の確保、充実

<現況と課題>

医療の供給体制については、民間病院を中心として整備されてきていますが、高齢者や障害者が通院治療の困難な実態も存在しています。

また、初期医療から回復期を経て、地域、在宅へとつなぐシステムの構築も課題です。

<方針>

誰もが、いつでも、どこでも安心して医療を受けられるよう医療供給体制の整備に取り組んでいきます。また、医療と在宅生活をつなぐ仕組みづくりも検討していきます。

在宅高齢者や障害者で通院など外出困難者についての対策に取り組めます。

2. 保健、福祉の充実

(1) 子育て支援

<現況と課題>

近年、少子化は全国的に急速に進行しており、一人の女性が生涯に産む平均子供数を示す合計特殊出生率は、平成16年には1.29まで下がり、本市でも予想以上のスピードで少子化が進んでいます。この状況は、人口構成のバランスを崩し、健全で活力ある社会の維持に支障をきたすとともに、健全な子どもの人格形成にも影響を及ぼすことが危惧され、深刻な問題となっています。

また、虐待やいじめ、自殺、不登校やひきこもりへの対応は緊急の課題であり、社会全体の問題として受け止め、次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、喜びを感じることのできる社会づくりが大切です。

<方針>

命を大切にし、生きる力を育む子育ては、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、行政や関係機関、地域住民がそれぞれの役割を分担しながら、総合的に進めていきます。保健、福祉、教育施策を見直しながら、充実と連携を図り、保育所統合計画や次世代育成支援行動計画を策定し「育つ子と育てる親に夢ある社会」の実現に取り組めます。

また、児童問題に対しては、家庭児童相談室が主体となり関係機関と連絡調整を図りながら取り組むとともに、児童虐待に対しては、保健、福祉、医療、教育、警察など関係機関が、虐待の予防、早期発見から児童の自立支援と家族への援助に有機的な連携を図ります。

(2) 高齢者の自立支援

<現況と課題>

高齢者に対する保健、福祉サービスは、介護保険や地域支えあい事業を通じて充実してきました。しかし、住みなれた地域で自分らしい生活を実現するためには、保健、福祉、医療、教育のさらなる充実と連携が必要です。

また、対象者に対し適切なサービスを届けることに加え、高齢者の地域での役割に視点をあてた自立支援の取り組みも必要です。

<方針>

住みなれた地域で自分らしい生活を送るため、心身の衰えを予防、回復しようという介護予防の取り組みや、高齢者の尊厳を支える介護サービスを提供するとともに、保健、福祉、医療、教育が連携して、高齢者の生きがいと自立を支援する取り組みを展開していきます。

(3) 障害者の自立支援

<現況と課題>

障害児・者の自立支援は、身体、知的、精神の障害別、サービス別に取り組んできました。今後は、障害児・者の希望や願いを個別支援する取り組みと、地域でともに生活する環境整備が課題です。

<方針>

「障害があっても普通の生活がしたい」という当たり前の願いを権利として受け止め、障害の種別にかかわらず、地域でともに生きるという視点に立って、サービスの一元化を図り、障害者の自己選択、自己決定に基づいた自立と生活支援に取り組めます。

第3章 潤いのある産業のまちづくり

1. 産業の振興

<現況と課題>

担い手の減少や、農林水産物価格の低迷により、一次産業を取り巻く環境は厳しくなっています。漁業協同組合の経営も厳しく、合併も課題となっています。

経済不況の中で、誘致した企業の中には、規模縮小や撤退を余儀なく

されるものも出てくる一方で、新たな企業を誘致し、今後の展開が期待されています。

高速道路の延伸により、人、物、文化の交流が増えてくることも期待されます。

<方針>

本市の基幹産業である農業、漁業については、それぞれの特色を活かしながら、都市との交流や、地産地消の推進などの取り組みを進めます。また、漁協の経営基盤を強化するため、漁協合併の推進を支援します。

林業では、森林資源を育成するため、間伐材を活用した商品開発や、その販路などについて検討します。

商業では、高速道路の延伸に伴う交流人口の増加を地域経済の活性化に結びつけるため、「まち全域がサービスエリア」という発想で、魅力ある商業空間の形成に取り組みます。

また、重要港湾である須崎港を持つ優位性を活かしながら、産業の振興を図り、企業の進出意欲がわく環境づくりにも努めていきます。

2. 観光の振興

<現況と課題>

風光明媚な海岸線や、変化に富んだ内海を持ち、古くから観光、レクリエーション地域として親しまれてきました。近年、観光の形態は、団体での名所景勝地への観光から、個人やグループの多様な志向の体験型観光に変化してきています。グリーンツーリズムやブルーツーリズムへの対応をより一層進めていく必要があります。

<方針>

ホエールウォッチング、オートキャンプ場、ドラゴンカヌーなどの要素や恵まれた自然環境を活かしたプログラムを充実させ、修学旅行の誘致や体験、滞在型観光への展開を図ります。

3. 地域を支える小さな産業の振興

<現況と課題>

良心市などの活用により、お年寄りが商業ベースに乗らないような利益をあげ、生きがい対策にもつながる小さな産業を育てる必要があります。

<方針>

良心市を設置するなどして、高齢者による一次産業を主とした小さな産業の振興を図ります。

第4章 豊かな心を育てる教育文化のまちづくり

1. 人権尊重のまちづくりと男女共同参画社会づくりの推進

<現況と課題>

社会の最も基本的なルールである人権の尊重を確立しなければなりません。しかし、同和問題をはじめとして、解決されていない人権課題があります。

障害のある人、高齢者、子ども、女性、外国人などあらゆる人たちが当たり前で暮らせる社会を実現させていかなければなりません。

また、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる、ともに参画する社会づくりは極めて大切です。

<方針>

当たり前で人権が尊重されるための行政の取り組みと並行して、住民一人ひとりが、それぞれの立場で取り組んでいく人権施策総合計画を推進することにより、人権意識の高揚を図ります。また、男女がともに参画する社会づくりを進めます。

2. 学校教育の充実

<現況と課題>

新しい時代を切り開くためには、基礎学力の定着と学力の向上を図るとともに、自分で課題を見つけ、考え、判断し、行動する能力や、自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など生きる力を育むことが求められています。

また、命の尊さや、生きることの大切さなどを学ぶ心の教育や防災教育も重要視しなければなりません。

そのためにも、子どもの教育を学校だけに任せるのではなく、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携し、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てていくことが大切です。

学校施設の整備についても、地域を中心とした自助が必要となっています。

<方針>

それぞれの地域の中で、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校の連携を深め、地域ぐるみの教育を推進します。

また、開かれた学校づくりの取り組みを推進し、保護者や地域の参加のもとでの学校運営を行います。その中で、地域の食材も活用した食育や、そこから始まる地域内交流の広がりに積極的に取り組みます。

3. 生涯学習の推進

<現況と課題>

変化の激しい社会環境や長寿社会の中にあって、生涯にわたって学び続けることが求められています。住民一人ひとりの要望に応じ、生涯にわたって学習できる条件整備と支援体制づくりが必要です。

また、子どもの健全な育成のため、地域の教育力を高めることが求められています。社会教育関係団体、保育所、学校など関係機関との連携を進めるとともに、その活動を支援する体制の整備が必要となっています。

<方針>

住民一人ひとりのニーズにあった生涯学習システムを構築し、環境を整備していきます。また、生涯学習サークルの組織化に努めます。

子どもたちのさまざまな活動を支援するため、指導者やボランティアの育成に努めるとともに、子ども会の組織化や、読み聞かせサークルなどの活動を支援します。

4. 生涯スポーツの振興

<現況と課題>

生涯を健康で過ごすため、また、心身ともに健全な子どもの育成のため、スポーツ活動は欠かせません。しかし、児童・生徒数の減少により学校での部活動や、地域でのスポーツクラブの維持が困難になりつつあります。部活動を地域の中に位置づけたり、地域の実情に見合った生涯スポーツ活動の組織化や拠点づくりが必要となっています。

<方針>

子どもからお年寄りまで、誰でも自分の好きなスポーツに自由に参加できる総合型地域スポーツクラブにより、生涯スポーツの振興を図ります。

5. 地域文化の振興

<現況と課題>

歴史的文化財が多く残され、芸能も伝承されてきています。しかし、文化活動団体の固定化と高齢化が進み、自力での活動が困難になってきています。

<方針>

文化関係団体の連携の強化と、指導者や後継者の育成を図ります。

また、文化財の保護や保存に努め、郷土の財産としての意識の醸成を図ります。

第5章 活気あふれる協働のまちづくり

1. 住民自治組織活動の活発化

<現況と課題>

住民と行政の協働のまちづくりを実現するためには、お互いの信頼関係を深め、行政からの積極的な情報提供により情報の共有化を図り、協働の環境を整備していくことが必要です。

この協働の主体となる地域の組織として、また、緊急課題となってきた地震、津波などに対する防災の備えや、地域の自助、互助の基礎的単位、地域自営のための受け皿として、あらゆる側面から地域を支える住民自治組織が重要になってきています。

<方針>

地域を支える基本組織としての住民自治組織活動の活発化を進めます。

また、本市の憲法とも言える自治基本条例の制定に向けて取り組みます。

2. 地区の特性に見合った施策の推進

【安和地区】

人口構成のバランスが取れ、ビワ、虎斑竹などの特産品があり、太

平洋を一望できる素晴らしい景観の海岸を背景に、今後発展の可能性を持っている地区です。特産品の商品開発や販路拡大を進め、産業の基盤を確立させていきます。海辺を活かした「潮騒の里づくり」を目指します。

【新荘地区】

農業就業者が多く後継者も育っており、人口は微増しています。交通の便がよい地の利を活かした農業の基盤整備を進め、これからの消費者ニーズに応えられる農業を推進し「田園の里づくり」を目指します。

【上分地区】

本市の中では最も高齢化が進行しています。今後は水資源確保のための森林保全や農業の振興を図りながら、新荘川の自然環境を最大限に活かした「かわうその里づくり」を目指します。

【須崎地区】

商業中心地域の移動によって空洞化が進行してきています。今後は魚市場や富士ヶ浜、曜日市などの資源を活かし、シンボルロードと南北道路を中心としたネットワーク化を進めます。そして、個性的で連続性のある「港を核としたまちづくり」を目指します。

【多ノ郷地区】

農業、商業、工業の産業が集積し、桐間地区の開発が進むなど、活力のある地区です。新興市街地として「調和のとれたまちづくり」を目指します。

【南地区】

ふるさと農道の開設で交通の便も向上したため、野見湾を活用した観光漁業の振興が課題となっています。今後は海の浄化に配慮しながら、安定した漁業の確立と観光漁業を推進し、地区の活性化を図る「黒潮かおる里づくり」を目指します。

【吾桑地区】

施設園芸や小夏栽培などによる特産品があります。また、温泉があり、住民の活動による雪割り桜の植栽が進められていて、市民の憩いの場となっています。今後も一層、市内外の人が集い、憩う「雪割り桜の里づくり」を目指します。

【浦ノ内地区】

ホエールウォッチング、オートキャンプ場、ドラゴンカヌーや恵まれた自然環境などの高い潜在力があります。農業、漁業などの地場産業と調和を図りながら、グリーンツーリズムやブルーツーリズムを実現する「交流の里づくり」を目指します。

第6章 計画推進のために

1. 行政改革

これまでの本市の行政改革は、事務事業においては、補助金の見直しや民間委託の推進などに取り組んできています。

執行体制においては、経済成長期に膨れ上がった職員数も、類似団体を下回る規模までスリム化してきました。また、職員の給料カットも実施しましたが、国の三位一体改革の影響などもあり、厳しい財政状況を脱するにはいたっていません。

今後も、執行体制のさらなる簡素合理化を図り、特に職員の資質の向上と意識改革の徹底により、市民に評価される行政執行を推進していかなければなりません。

事業の実施にあたっては、民間活力の導入や、住民の事業参画などについても検討するとともに、行政評価システムを構築するなど事務事業の効率化を図ります。

また、住民と行政が役割分担をして、協働によるまちづくりを進めることは、本市全体の改革にも結びついていきます。

2. 財政計画

地方の財政状況は、少子高齢化、国の三位一体改革による地方交付税の減額など長期の見通しは極めて困難な現状にあります。

本市の財政状況は、平成16年度決算において、財政力指数は県内48市町村の上位7位を示していますが、3年平均の起債制限比率は42位、地方債現在高比率は46位、積立金現在高比率は45位、また、経常収支比率は99.3%であり、弾力性のない事態となっています。

歳入では、経常一般財源収入総額のうち53.1%が地方交付税、37.7%が市税となっており、これらの減収が財政圧迫の大きな要因になっています。特に地方交付税は、原資が減少することに加え、単位費用の見直しや平成17年度国勢調査での1,500人程度の減少など、普通交付税額の減収が予想されています。市税収入では、固定資産税は課税客体の減少や評価額の下落に伴う課税標準額の低下、市民税は所得の減少により落込みが予想されます。

一方、歳出では、性質別の経常経費充当一般財源の構成割合は人件費と扶助費の計が36.3%、公債費が34.3%を占めています。

今後は、歳入では、地方交付税の制度改正を国に要望するとともに、市税については、課税客体の適正把握による増収や、滞納整理本部や租税債権管理機構の機能をより強化しながら徴収率向上に努めていかなければなりません。

歳出では、経常経費の削減が必須であり、人件費は、職員数の将来目標として人口の1%以下を目指し、扶助費についても医療費の抑制やさらなる適正扶助に努めなければなりません。公債費は、年約26億円が必要であり、市債発行額を年間10億円以下に抑制する必要があります。

肥大化してきた行財政を行政が本来しなければならない分野とそうでないものを選別し、行政と市民が責任分担を行い、住民ニーズと収支のバランスをより考慮しながら施策を展開していかなければなりません。

3. 市町村合併

昭和30年前後に展開された昭和の大合併から50年が経過し、社会情勢や生活環境は大きく変化しました。また、地方分権の推進や少子高齢化の進展、行財政状況の悪化などに伴い、基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化が必要となりました。

さらに市町村の合併の特例に関する法律に基づく財政支援措置の延長が打ち切りとなることなどに伴い、全国で平成の大合併が展開されました。その結果、市町村数は、平成11年3月31日に3,232であったもの

が、平成18年4月1日には1,820となり、およそ半減しました。

高幡圏域でも、平成18年4月までに、3つの合併が成立し、9市町村が5市町となりました。本市においても合併協議がなされましたが、実現にはいたりませんでした。

国や県では、今後も、さらに広域的な市町村合併を推進しようとしており、本市においても、まず足元を固める取組みを進めながら、市町村合併を展望し、広域連携を図っていきます。

第4部 主要プロジェクト

1. クリーンエネルギーの導入
2. 南北道路の整備
3. 防災対策
4. まち全域がサービスエリア構想の実現
5. K I R I M Aまちづくり
6. 消防庁舎の建設
7. 保育所の統合

おわりに

財政状況は、大変厳しいものがあります。

しかし、だからといって、何もできない、何もしないでは、本市行政の存続意義を失ってしまいます。

限られた財源の中で、住民福祉の維持向上と市勢の振興を図っていかねばなりません。

そのためには、先人たちの取り組みを継承する一方で、これまでの概念にとらわれない発想と工夫をもって臨むことが求められます。

10年後の須崎市に、「よくやってくれた」と言われる取り組みをしていかねばなりません。